

法華論の研究

鹽田義遜

- 一、異本と註疏
- 二、所依の本經とその成立
- 三、内容とその釋相
- 四、五種法と十如
- 五、聲聞の授記と性相二家
- 六、三平等義と三種佛菩提

一、異本と註疏

世親の法華論は印度に於ける現存唯一の法華の註疏である。勿論支那に於ける諸經錄に徴するに、法華論には且らく次の三譯を傳へて居る。即ち

- 一、元魏、勒那摩提等譯（西紀 五〇八） 一卷
- 二、全 菩提留支等譯（全 五〇九） 二卷
- 三、唐 義淨譯（全 七一） 五卷

であるが、此等の中義淨譯は智昇の「續古今譯經圖紀」(五五^{三七})以來開元、貞元兩錄等に見ゆるが、開元錄(五五^{五六})以來缺本で誰人の作か全く不明である。「唐法華傳」の記事に依れば、或は龍樹、堅意等のものかとも思はるゝが全く知る由はない。前の二本は共に世親本の同本異譯である。

今現存世親の法華論に就て見るに、その調卷に於て一卷と二卷との別はあるが、その内容に就ては兩譯を對照して

見るに、全く隨所に一二の文字の相違位で、譯語の上に於ても大差はなく殆ど全同といふべきである。これ「開元錄」六に『大同小異』（五五五四）と記して居る所以である。若し強て異点を揚ぐるとすれば、留支譯の二卷本には次の歸敬頌があることである。

頂禮正覺海、淨法無爲僧、爲深利智者、開示毘伽典、祇虔奉尼尊、及菩薩聲聞、令法自他利、略出勸伽辯、歸命過末世、現在佛菩薩、弘慈降神力、願施我無畏、大悲止四魔、護菩提增長。（二六）

此に就ては義寂の「法華論述記」上に

此論二本、一是勸那摩提所翻無歸敬頌、二是菩提流支所翻有歸敬頌、文句小異義意無別。（續藏九五套四三五三）と述べ、又湛容の「起信論義記教理抄」四にも『今此兩本文句大同、纔有二字二字不同』（佛全）九四八四）と述べて居るに依つても明かである。

若し流支と摩提とが同時に二本を譯せることは、「歷代三寶紀」九に依るに流支の下には「然其慧解與勸那相亞、而神聰敏洞善方言兼工雜術」とあり、又勸那の下には「正始五年來在洛陽殿內譯、初菩提流支助傳、後以相爭因各別譯」（四九六六）とあるに依れば、恐らく兩虎相容れずして同時に一本の兩譯と見たのであらう。併し經錄に依れば「十地經論」十二卷は二人共譯の如く見ゆるが、若し「續高僧傳」一の流支傳に依れば北魏の永平元年流支來朝するや、宣武帝永寧寺に居らしめ七百の梵僧を付し、譯經の元匠たらしむと記し、更に崔光の「十地論序」に依るに四月上旬、菩提留支、勸那摩提、佛陀扇多等義學十余人に命じて十地論を譯さしめた。時に

斯二三藏並以過俗之量、高步道門、群藏淵部、罔不研攬善會地情、妙盡論旨、（二六二三）と記し、又流支傳には

其後三德乃徇流言、各傳師傳、不_レ相詢訪、帝以弘法之盛略叙_二曲煩_一、勅_三三處_二各翻訖乃參校其間、隱沒互有_二不同_一、致有_二文旨時兼異綴_一、後人合_レ之共成_二通部_一。(五〇四九)

とあるが、三者中意見合はざるは、序文に二三藏とある如く、流支と勒那の二人であつた様である。故に法藏の「華嚴傳記」一にも十地經論の下に

勒那摩提魏云_二寶意_一、來_レ此共_二流支_一於_二洛水南北_一各譯_二一本_一、其後僧統慧光、請_二二賢_一、對詳校_二同異_一參_二成一本_一。(五一五六)

とある如く、勒那の弟子光統が二者の間に立つて兩譯を調和して、今日の十地經論十二卷を見たものである。若し今の法華論に至つては、互に之を譯出して誰人も之を調和せざりし故に、二人の譯出が調卷と歸敬頌の有無の別を以て共に今日に傳へられたものである。若し十地經論に於ける二人者の相違は、全く之を知る由はないが、後世本論を所依とする地論宗に黎耶眞妄の論あるに徴して、或はそれ等の点に存するかも思はれる。

今智證の「授澤集」下に依るに、本經法華は八卷なるに、その釋論たる法華論の文甚だ少なきに就て

論梵本甚浩博也、而將_二來唐士_一擬_二委譯_一之、間遭_二世衰亂_一不_レ追_レ染_レ筆、仍抄_二出其大略_一一兩之要。今見_二此事_一甚

有_二道理_一。(「全集」上三七九)

と記して居るが、これは恐らく後世の推論であつて、流支、勒那の譯全く同じきに依ても知らるゝ如く、梵本以來大要の略譯なることは、全卷の釋相よりするも、亦卷末に序品の七成就方便の五示現を擧げ「餘品如_二向處分_一易_レ解」とあるに依ても明かである。

上述の如く法華論は古來より二本が傳へられたのであるが、後世別行本として一二の本のあつたことは明かである

その一本は「寛文九巳酉正月吉辰、法華宗門書堂板」の三十二紙の一巻で、此本は開卷の初に『法華論、婆藪槃豆此云菩薩造』とあり、次の行に『妙法蓮華經優婆提舍、三藏法師菩提流支奉詔譯』とあり、更に歸敬頌を掲げ流支本は次に『妙法蓮華經序品第一』とあるが、別行本には『經曰歸命一切諸佛菩薩』と重ねて歸敬頌を掲げて居るのである。若し二本の相違は前述の如く、歸敬頌と調卷とはその著しい相違であるが、その他は流支本は

妙法蓮華經優婆提舍、大乘論師婆藪槃豆釋、(歸敬頌)後魏北天竺三藏菩提留支共沙門曇林等譯

とあり、勅那本には『優婆提舍』の上に『論』の一字を加へ、『大乘論師』を除き『婆藪槃豆菩薩造』と釋を造となし歸敬頌なく『元魏中天竺三藏勅那摩提共僧朗等譯』とあり。又『妙法蓮華經序品第一』の語もなく。他は全く一二處の具略の別に外ならぬのである。若し別行本は流支本に依つたものであるが、後世更に一三權實の論評の影響を受け、か、本論の有名なる四種聲明の釋に就て、本文には

一者決定聲明、二者増上慢聲明、三者退菩提心聲明、四者應化聲明、二種聲明如來授記、謂應化者退已還發菩提心者。若決定者増上慢者二種聲明、根未熟故不與授記、菩薩與授記者、方便令發菩提心故。(二六九)とあるのであるが、『起信論教理抄』四所引の文には

一者決定聲明、唯有聲明種性無如來性、決無成佛之義、名決定也。二者増上慢聲明等(佛全)九四八四と加文せる本あることを示し、此の本に對して

彼世中流傳本、爲令順法相宗義故、後人妄加増之不可依用。後之妄加更無疑者乎。(全上)

とある如く、恐らく法相の五性各別に寄せて添文したものであらうが、元來世親の思想には瑜伽派の賴耶緣起思想と共に如來藏思想のあつたことは注意すべきである。佛性論や今の法華論の如きは全く後の系統に屬するものである。

以下正しく法華論に就て研究するに當つて、豫めその註疏に就て見るに、和漢に亘つて相等あつた様である。若し高麗の義天の「新編諸宗教藏總錄」三には

疏二卷、吉藏述

註三卷、亡名

集解鈔二卷、神雄述、〔佛全〕一三九

と三疏を列ね、我が興福寺永超の「東城傳燈目錄」下には

法華論疏 三卷 吉藏

同 論疏 二卷 流支本

同 論述記 二卷 義寂釋、義一撰

同 論疏 三卷 道榮□

同 論疏抄集記 二卷

同 論抄 四卷

同 論記 十(九)卷 圓珍

同 略記 一卷 明一述(東大寺)

同 論釋 一卷 行賀(法相)

同 論抄 五卷 三論護命

同 論註 三卷 梵釋寺常騰撰(法相) 又有三子註三卷

七喻三平等十無上迹

一卷 在前唐院

論分別功德品生數義

一卷 〔佛全〕^{一六二}

と傳教を除いて他は粗ぼ擧げて居る様である。若し「奈良朝現在一切經目錄」には吉藏疏の外に支那撰述と思はれる次の三部がある。

法華論疏

三卷 實法師述

2517

法華論子註

三卷 圓弘

2518 2519

法華論述記

二卷 義寂釋義一撰

2520

これに依れば上掲の中「疏二卷流支本」とあるは、恐らく我が傳律の榮睿、普照の師たる四分相部の定賓の疏かも知れない。次の「子註」は前の常騰の下に註されたものと同本で、これ今の圓弘の著を指したものであらう。又前の四の「抄集記、二卷」は傳教の「秀句」中末に論の四種聲明を引く下『外國義榮法師造章云、立無性云々』〔全集〕^{二一八七}とあるに依れば道榮とは今の義榮ではなからうか。若し^(五)の「抄集記、二卷」とあるのは、義天の「教藏錄」第三に

集解鈔

二卷 神雄述〔佛全〕^{一三〇}

とあるのと同本かも知れないが、若し傳教の「守護章」下之下〔全集〕^{一七〇三}には義一の論述記と共に玄奘の譯者神防の名が見え、又「通六九證破比量文」には同様の文が見え、殊に「具如神防師集下卷等說云々」〔全集〕^{二六二九}とあるに依れば、義天錄の神雄は今の神防の誤かも知れぬ。更に智證の「論記」七末には

神防師種性集云、法華論中決定聲明親問^三藏云々〔全集〕^{上二二八}

とあるに依れば、鈔集記、集解鈔、種性集は音相通するに依て神昉の同本の三異傳ではなからうか、故に支那に於ける本論の疏としては吉藏、定賓、道榮又は義榮、の疏の外、圓弘の「子註」各三卷、義寂義一の「述記」、神昉の「種性集」各二卷の五六部が存した様である。若し現存のものは僅に

法華論疏

三卷 隋吉藏（四〇七五）

法華論述記

二卷 義寂釋義一撰（續藏）九四套四）

の二部を留めるのみである。且つ後者は下卷を逸して上卷のみ傳へられて居る。

若し本邦のものとしては前掲の「東域傳燈錄」の智證の「論記」以下七部の中、傳教以前のものとしては東大寺明一の「略記」（二？）、法相の行賀の「論釋」各一卷、並に西大寺常騰の「論註」、三論の護命の「論抄」五卷（前の四卷本は同本歟）等があつた様であるが、何れも傳はらない様である。若し傳教の著としては「法華論科文」「法華論鈔」「法華論略頌」「法華論集解」「法華論定性文」「法華論決定評抄」各一卷、「法華論誦圖」「註法華論」各二卷等が數へられるが、是等同一本の異傳若しくは眞偽未決も相當ある様である。現存のものとしては「法華論科文」一卷のみであつて、「法華論科鈔」「法華論釋科文」「法華論註科文」「論釋法華論科文」等と異稱せられて居る。若し「七喻三平十無上述」一卷は傳教大師全集第四に「三平等義」（四五六）として收められて居るが、奥書に「在前唐院」とある如く慈覺の著で、「日本國天台宗密部目錄」には慈覺の下に、「七喻義私記」「三平等義」「十無上義」各一卷（「佛全」二六四）の三部として傳へられ、「釋教諸師製作目錄」第三には「七喻義」を除いて他の二部が見へ（「佛全」三三八）「本朝台祖撰述密部書目」第三並に「山家祖德撰述編目錄」上（「佛全」二二六）には、何れも慈覺の下に「三平等義」一卷のみが傳へられて居るが、これは三書が別にあつたのでなく、恐らく「七喻三平等十無上述」が「三平等義」の名に

依て傳へられた故に、後人が前の具名の一書を三書と誤傳したものであらう。傳教大師全集には「沙門干心記」として「三平等義」の名に依て傳へられ、全集の編者は可透の「大師撰集」中（別卷^{五三}）にあつた故に掲載した旨を記して居るが、同本の奥書に既に「以前唐院御草本寫畢」（全集^{四五六}）とあるに依て慈覺の著として疑ふ餘地はないのである。若し智證には「論記」十卷の外「四種聲明日記」一卷が傳へられて居るが、その他には「東域傳燈錄」上に「論分別功德品生數記」一卷なるものが掲載せられて居るが、作者未詳であり又湮滅して傳へられて居らぬ様である。以上の中現存するものは

法華論科文

一卷 傳教（全集^{二四八五}）

三平等義

一卷 慈覺（全集^{四五六三}）

法華論記

十卷 智證（全集^上）

法華論四種聲明日記

一卷 全（全下^{一〇二九}）

の四部である。その後のものとしては天台覺深の「法華論記管親拔萃」一卷（寫本、華藏院藏）が「日本天台宗典目録」に見え、又我が本隆寺日眞の「科註法華論」六卷が傳へられ、更に一如日重は「愚案記」五に沙門通利の爲め本論大綱の偈を作つて居る。因に本論の註疏は概ね流支本に依る様である。

二、所依の本經とその成立

法華論に就て述ぶるに先立ちて、先づ所依の本經に就て見るに法華の漢譯には三譯が傳へられ、就中最古本と稱せらるる妙法華は既に龍樹以前に成立し、隨つて龍樹所覽の大論等に引用せるものは三本中妙法華と同本なることは、

學者の等しく認むる所である。然らば世親の法華論所依の本經は果して何れの本なるやといふに、同論の最後修行力の下第五護法力を明す文に

護法力者、普賢菩薩品及後品示現（二六六）

とあり、嘉祥は「法華論疏」下に、右の文を釋して

普賢正是護法、故文云若法華經行闍浮提、皆普賢之力。及後品者是囑累品中佛付諸菩薩、令諸菩薩弘通正法、亦是護法也。（四〇八_{二五}）

と後品を以て囑累品として居るが、若し同人が「法華義疏」に品の前後を論する下に於ては

論品前後者、諸經囑累品多在經末、至如此經安神力品後者、依於梵本及法華論、又即此秦地新翻法華並安囑累品在於經末、今明羅什善解秦言妙得經旨、安囑累品在神力品後、必有深致。（三四〇_{四五}）

と述べて、諸經概ね累品を經末に置くは通例であり、梵本並法華論も經末であり、今の新翻妙本即ち添品法華も矢張經末にあるが、經末にあるべき累品を中間の神力品の次に安じたのは、羅什が妙本の經旨に依て移したものであらうが、恐らく何か深い理由があることであらうといふのである。

これに就ては嘉祥は舊譯法護の正法華並に法華論の如く、羅什譯も元來經末にあつたと主張し、新譯法華即ち添品本も矢張經末にあるといふのであるが、併し大論を始め道生の「法華經疏」劉虬の「註法華經」光宅の「法華義記」上宮太子の「法華義疏」等の妙本の註疏は、悉く累品を神力の次に安ずるに依て什譯は中間にあつたことは明かである。これに對し嘉祥は舊譯の正法華並に法華論に依て、累品は經末なりと斷定し、妙本の累品位置を以て羅什の意志に依るものとせることは文意明かである。併し法華論の累品經末は毫も動かぬ所である。

若し慈恩に至つては「法華玄贊」一本に品の廢立を顯す下に於て、什譯妙法華の梵本を以て邊國の差脫本となし、累品の位置に就ては「古有解者」として嘉祥說に贊し、更に

又囑累一品既明付囑、藥王等品受命弘宣、以此而推不應居後、所以什公安於前也。(三四_{天九九})

と妙本の累品の位置を一往認めつゝ、最後に諸譯添品法華の累品の位置に依り、論經相違に依て「上來所說乍雖可爾、窮其旨趣理有八違」と述べて、妙本の累品の位置に對して有名なる八相違を掲げて經末說を主張し、安國の利涉亦これに追隨して居る。之に對して妙樂は「文句記」(二九_上)に先づ總救、別救に寄せて八不事を以て酬ひ、更に最後十難を以て累品經末說を折破して居る。就中妙樂は第一の衆本相違の下に南山道宣の「內典錄」六に添品法華を出し、下註に『移囑累品在末』(五五_{五六})の文に依て

準南山內典錄云輒多攙移囑累著後、輒多既其擅改、法護未可爲憑。(二九_二)
と述べ、更に延秀は「法華圓鏡」に

言後品者是普賢觀經、以同是普賢發起令依經修觀。又言後品者既其不出名目、則似經度不盡。若不爾者何不云及囑累品、但言後耶。(二九_三所引)

等の文を引用して累品經末に對する傍證となし、力を盡して累品經末不可を論證して居るのである。

若し我が傳教に至つては「法華論科文」に於て、専ら妙樂の説に依り累品を神力品の次に列し、修行力の最初に護法力を譯し(「全集」二五_{一〇})、智證の「法華論記」十本には「諸師皆移囑累品」(「全集」上三三_{三四})と後品を累品と容認しつゝ、また傳教に準じて藥王等は佛命に依る護法力、普賢は發誓流通で奉命流通に非ずとなし、普賢品を以て

與囑累品專無交接、而混爲護法力謬之甚歟。所以大師入於說力、文義隣攝經論得通。(全上_{三三五})

と傳教依つて後品を強て釋して居る。

併し漢譯の法華三本は固より梵本不同に由來することは、今日學者の等しく認むる所である。隨つて妙本は元來獨り囑累品中間にある最古型の本であり、正添兩本は共に他經に習つて累品を經末に移せる梵本であつたのである。隨つて今の法華論は累品經末の兩本中孰れかに依つたことゝなるのである。

本論は法華論と稱するも單行本に就て見ても明かなる如く、僅か三十二紙の小冊子で、文は序品、方便、譬喩品の一部に依て述べたる法華概論の如きもので、その内容は本論最末に

第一序品示現七功德成就、第二方便品有五示現破二明一。餘品如向處分易解、(二六b)と述べて居るに依て明かなる如く、天台は「法華文句」一に

天親作論、以七功德分序品、五示現分方便品、其餘品各有處分。(「會本」一一)と右の論文を以て論の大綱を示し、更に日重は「愚案記」五の九丁に

當論大綱爲沙彌通利作偈曰、

法華論大休五章、七成分釋序方

七喻三平十無上、以此三章釋餘品

三車大車窮子譬、三艸二木城寶處

衣內繫珠王頂譬、良醫治子是七喻

前六迹門後一本、開權開迹大休譬。

とある如く、即ち三十二紙中初十二紙に序品の七功德、二十三紙迄の次の十一紙が方便品の五示現、二十四紙以下約

八紙で其の餘品を七喻三平等十無上に寄せて釋したものである。而して本論は三平等十無上の釋に諸品を悉く列ねて居る故に、七成就、五示現、七喻、三平等、十無上の五科乃至法力、持力、修行力の八科の下に諸品を配すれば左の如くである。

一、七 成就……………序 品 (一)

二、五 示 現……………方 便 品 (二)

一、火 宅 喻……………譬 喻 品 (三)

二、窮 子 喻……………信 解 品 (四)

三、雲 雨 喻……………藥 草 品 (五)

四、化 城 喻……………化 城 品 (七)

五、繫 珠 喻……………五 百 品 (八)

六、鬘 珠 喻……………安 樂 品 (一四)

七、良 醫 喻……………壽 量 品 (一六)

一、別 記……………說品時別……………(三)

品内前後……………授 記 品 (六)

二、俱時記……………五百千二百……………(八)

三、一時記……………學無學……………人 記 品 (九)

佛記

三、七

喻

四、三平等

一乘平等——授記

四、無怨記……………提婆品 (一一)
五、通記……………比丘尼及諸天女……………法師品 (一〇)

菩薩記……………

勸持品 (一三)
不輕品 (一〇)

二、世間涅槃平等——多寶如來入涅槃

寶塔品 (一一)

三、自他法身平等——多寶釋迦彼此法身

一、種子無上——說二雲雨喻……………(五)

二、行無上——說三人通智勝如來本事等……………(七)

三、增上力無上——說二商主譬喻……………(八)

四、令解無上——說二繫珠譬喻……………(八)

五、清淨國土無上——多寶如來塔……………(一一)

六、說無上——說二髻中明珠……………(一四)

七、教化衆生無上——踊出無量菩薩等……………踊出品 (一五)

八、成大菩提無上——三種佛菩提……………(一六)

九、涅槃無上——說二醫師譬喻……………(一六)

一〇、勝妙力無上——自餘經文、三

五、十無上

(六) 一、法力

- 一、證門——我說是如來壽命長遠時
- 二、信門——復有_二八世界衆生_一發_三菩提心_一.....分別品 (二七)
- 三、供養門——於_二虛空中_一雨_二曼陀羅華_一.....隨喜品 (二八)
- 四、開法門——如_二隨喜品_一.....隨喜品 (二八)
- 五、讀誦持說門——讀誦解說書寫等得_二六根清淨_一.....六根品 (二九)

(七) 二、持力——有_二三法門_一

- 法師品.....(二〇)
- 勸持品.....(二一)
- 安樂行品等廣說.....(二四)

(八) 三、修行力

- 一、說力——有_二三法門_一——廣長舌、二譬欲聲、三彈指聲.....神力品 (二一)
- 二、行苦行力.....樂王品 (二二)
- 三、護衆生諸難力.....妙音品 (二三)
- 四、功德勝力.....普門品 (二四)
- 五、護法力.....陀羅尼品 (二五)
- 普門菩薩品.....嚴王品 (二六)
- 及後品.....普賢品 (二七)
- 囉累品.....囉累品 (二八)

即ち右の如く、二十八品は悉くその名を列ね、就中譬喩、藥草、化城、勸持品の各二回、寶塔、安樂、壽量、分別品

の各三回、五百弟子品は四回を引用し、且つ囑累品は經末にあることは明かであり。又流支、勒那共に本論譯出に當つて、什譯の妙本の譯語に依れることは、品名並に本文の引文に徴して明かである。

唯此に問題となるは妙樂は累品經末の十不可の第二の經論相違に對して

論亦人譯擅指(移)何疑、况論雖西來譯時既在正法華後、祇是譯者順正法華、故正經在西晉時譯、論在西魏時譯。(「會本」二九二)

と論は正法華に順して、經末ならざる累品を擅に經末に移し、更に幾多の添品本も亦之に順すと述べて居るが、既に妙樂が『妙正二本同一梵文』と主張する如くないことは、上掲の提婆品の存することに依て何等問題はないのである。又論の譯語は妙本に順するも梵本は、論の譯出(西紀五〇九)が颯多等添品譯出(六〇一)の約百年前であるが、梵本は恐らく正本と同一なることは想像に難くないのである。更に添品本は諸本の次第に就て陀羅尼品が、神力品の次に突ぜらるゝ点から見ても、添本と異なることは知り得るのである。此の点は法華論の最後修行力を明す下の

又行苦行力者、妙音菩薩品示現教化衆生故、護衆生諸難力者、觀世自在菩薩品、陀羅尼品示現、功德勝力者妙莊嚴王示現、二童子依過去功德善根、有如是力故。護法力者普賢菩薩品及後品現示(二六b)とある釋相に徴しても明かである。

更に問題となるのは正本には二十七品、八品兩本があり、麗本は寶塔品第十一、勸說品第十二として、提婆品に當る部分を寶塔品に攝したる二十七品本であり。宋元明の三本は梵志品第十二を開いた二十八品本であることである。然るに今論に就て見れば寶塔品は三平等の下第二第三の兩處、並に十無上の第五清淨國土無上の三處に引用せられ、提婆品は三平等の第一乘平等の六授記の中五如來記の下舍利弗(三)、大迦葉(六)、五百弟子(八)、學無學(九)に

次で

如來與_三提婆達多授_三別記_一者、示_三現如來無_三怨惡_二故_一。(二六九)

と無怨惡に依る授記として掲ぐるに依れば、恐らく梵志品別開の本に依つたものゝ様である。

又妙本に提婆品の攝入せられたのは、光宅天台の間(五二九—五五〇)の間である故に、假令譯語は妙本に依るも論は提婆品添加の以前、達摩_々提が于闐將來別行提婆品譯出(四九〇)約二十年後(五〇九)の譯出なる故に、寶塔梵志不開孰れにするも正法華と同一梵本に依つたらうことは動すべからざる所である。更に此處に問題となるのは果して什公譯出の妙本が、龍樹の大智度論に見ゆる法華と同一梵本であり、又し法華論所依本が正法華と同一梵本であつたすれば、陀羅尼品が神力品の次に繰上げられたことは且らく措き、妙法華の梵本に提婆品が添加せられ、更に囑累品が經末に移されのは龍樹(二五〇)と世親(三〇〇)との約百五十年間のことゝなることである。

これに就ては龍樹提婆(二七〇)と彌勒(二五〇)無着(三九〇)の中間に出生せりとせらるゝ堅意の「入大乘論」に就て見るに、本論は龍樹、提婆、羅喉羅の偈を引用する外、三十有餘の諸經を引用する中、八回乃至十回法華を引用し、即ち單に法華として二回、方便、信解、化城、五百、普門の五品は各一回、壽量品は三回引用せられ、就中同論三品中讖論空品第二には提婆の五逆を掲げて、菩薩の善權方便となし

如是等業世間所_レ無、提婆達多是實伽羅菩薩、爲_レ遮_三衆生疑_二逆罪_一故。現作_二二業_一墮_三於地獄_一、菩薩摩訶薩隨_レ所應作以化_二衆生_一云々。(二二五)

とあるは、容易に推斷を許さざるも、提婆を實伽羅菩薩の應化となすに依れば、法華論所依本は恐らく法華梵本中、未だ提婆品を加へざる以前のものと見るべきであらう。果して然りとすれば法華中に提婆品の添加されたのは、堅意

(三五〇〇)と世親(四〇〇〇)との間三世紀の終より四世紀の初頃のこととなるのである。勿論此の点に就ては尙ほ幾多の研究を要するのであるが、何れにするも龍樹以後世親以前堅意の頃に正本の梵本は、法華の二乗作佛の延長乃至演繹として將又大論の女人成佛、入大乘論の惡人成佛の要求に答へて、惡人女人の成佛を添加して法華の法益を更に具体化したものといふべきであらう。

尙ほ本論と法華諸本の成立に就て考ふべきことは、三平等の下の授記に如來記と菩薩記を分ち、不輕品を以て菩薩記に配し、佛記には前述の如く譬喩、授記、五百、入記、提婆の五品を配して居るが、前掲提婆の無怨惡に依る佛記を示したる論の次の文に

與比丘尼及諸天女授佛記者、示現女人在家出家修菩薩行、皆證佛果故與授記上。(二二六)

の文に連ねて不輕品の菩薩記を明して居るが、此の中比丘尼の授記は經文としては勸持品の前半に説く所である。併し次の諸天女の授記に就ては論文甚だ明了を缺くが、嘉祥は「論疏」下に

法華文中不見天女得記、或可下即銘龍女今爲中天女上。(四〇〇)

と釋し、慈覺の「三平等義」は右の文に依て『龍是天所使故、論家通名天女』(「全集」四_{五七六})と述べ、更に論の「比丘尼及諸天女」の文意を法師品の『無量諸天龍王夜叉、乃至如是等類乃至一念隨喜者皆與授記』の文に及ぼし

亦法師品中言八部等一切開經皆與授記、據此文寬得有天女、或但此經通記處即攝天女非局一品、(全上_{五七七})

と述べて、論の五種佛記を別記、俱時記、一時記、無怨記、通記と分ち、比丘諸天を通記となし法師、提婆、勸持の三

品に配して居る。論文從容なる故に斯く解すべきであらう。

更に提婆品攝入に就て思ひ當るのは、喜祥が「法華義疏」一に第四論品有無の下什譯の妙本は元來提婆を缺く二十七品本なることを述ぶるに且らく三義を挙げ、一に流沙以東此品無し、二に羅什の略譯、三に寶塔、提婆、勸持三品の生起に約して之を述べて

見寶塔品命持、而持品應命言勢相接、而忽聞以提婆違多、則文似非。(三四四五)

と提婆の缺本に就ては梵本とも譯者とも、その点は從容として明かでないが、寶塔品の三箇の告勸に對して持品の應命のあるは、品々の生起から見ても誠に自然であつて、中間に前後と連絡なき提婆龍女の成佛を説く此品を挿入するとは非なりといふのである。斯の如く法華は先づ累品までの二十一品が成立し、之れに藥王以下が次第に添加せられて妙本の如き二十七品本となり、その後大論の女人成佛、入大乘論の惡人成佛等時代の要求に答へて、此の二つを一品に盛つた提婆品が加へられて、正法華等の二十八品本が成立したものであらう。

以上の所説に依て法華論は粗ぼ正法華と同系統の梵本に依つたことが知られるのである。

三、内容とその釋相

上來本論の所依を明にしたる故に、以下本論の組織に就て之を述べ、次で本論を廻る問題に就て研究を進めんとするものである。本論最初の疏たる喜祥の「法華論疏」に就て見るに、由來喜祥は論の所依を以て妙本と別本とする故に、先づ兩經の同異を辨し、次に造論に就て龍樹の大論と比し其の態度の不同を明して居るのである。先づ兩經の同異に就ては

經同異者、即羅什所譯及留支所出論之經、其文不同凡有「五種」。(四〇五六)

と述べ、序品の下に於ては一に舊經略論經廣と釋し、二に舊經廣而論經略と什譯方便品十如と論の五門十何に就て述べ、三に歎菩薩に就て經同無廣略と判じ、四に品次の前後に就ては累品の位置に就て『羅什依三於義意』是故在レ前、天親同三經常法二所以在レ後』と什公移品説をなし、五に普門品に於ける六十二億恒河沙數を什譯は菩薩、論文は佛とせる譯異に就て

羅什依三經文二譯之故云三菩薩一、論受三義意歎釋其福平等一、顯三初地菩薩得三眞如法身一故即是佛、以三觀音與三六十二億法身不二、故言三福平等一所以稱レ佛。(全上)

等と述べて居るが、一、三、四に就ては重ねて述ぶる必要もないが、第二の十如十何に就ては古來相等問題の存する所である故に後に譲り、若し第五の菩薩佛の譯異に就ては、『論取三義意歎釋』と述べて居るが、若し堅意の「入大乘論」下に依れば矢張今の文に就て『若禮三法身一即禮三一切色身一、如下佛於三法華經中三説』と説き、更に

何以故、以三其位階十地得三佛法身一、亦名三菩薩一亦名爲レ佛、以三是故三知法身爲レ本、無量色身皆依三法身一而現化出。
(一一一一)

とあるに依れば、菩薩を法身に約して佛と説いたもので、全く義意に依る歎釋であるが、此の点は、恐らく中觀派になき如來藏思想に依るもので、中觀派の所依たる法華が他の如來藏思想に依て釋されたるがためである。故に天台は「文句」に今の「入大乘論」の文を引き『圓菩薩』と解し。(三〇三)、妙樂は論文誤となす説に對し

今云不レ爾、彼福平等者有二種義一、一信力故、二畢竟知故。信力復二二者求レ我如三觀音一畢竟信上故、二生三恭敬心一、如レ彼功德、我亦得故。二畢竟知者決定知三法界一故、法界者名爲三法身一、初地菩薩能證三入一切諸佛平等身故、平等

身者謂眞如法身、是故受持觀世音、與六十二億恒沙諸佛功德無差。今謂以此驗知須依圓釋、何者於二義中、信力約事、畢竟約理、事理相資方成所念。(全上三)

と妙樂は天台の實相の圓理を釋するに、起信論の眞如緣起の如來藏思想を攝取し、十地修證の過程よりすれば經文の如く菩薩であるが、絶待信の事と畢竟知の理に依れば佛と解し得となし、後の理とは正しく如來藏思想に依り、事理相資を圓實相の義と解したのである。隨つて實相爲宗の法華を釋するに當つて、堅意以來如來藏思想が次第に混入せられ就中本論に至つて著しく之を見るに至つたことを證すべきである。之に就ては後に述べることとする。

若し次の龍樹との造論の不同に就ては、龍樹は大論に見る如く何等開章の段なく、直ちに隨品解釋の釋相なるに對すれば、世親は本論を釋するに當つて先づ開章を明し、次に解釋に入つて居るが、開章に就ては

天親大開此經、凡有三十二章、所言三十二章者、即序品七分、方便品五門所謂十二也。從譬喻品竟寶塔品、破十種病、利益十人、即十段也。從藥草、竟一經、明十無上、又有十章、故合成三十二章也。(四〇次)

と述べて、序品の七成就、方便品の五示現を合して十二章、次で七喻三平等を合して十章、十無上を十章と數へて三十二章を成するのである。併しこれは單に論の五科を數へたるのみで、一經の開章としては慚焉たらざるものである。若し傳教の「法華論科文」に依れば、古來の經論解釋の例に習つて序正流通の三分説に依り、最初の七成就を序分とし、次の五示現、七喻、三平等と十無上中前の九無上迄を正宗分となし、第十勝妙義無上を正宗及び流通となし、流通中に法力修行力の二科を各五章に分つたのである。併し傳教は「守護章」中之下に論の五分と今の三分とに就て「方便品五分天竺義科、正説等三周支那義段」(全集一五〇五)と論の五分と今の三分との相違を示し、若し今の流通分中論文は法身の次に更に持力に三法門を分つて居るのである。又智證は「法華論記」一に

以上の如く論は經の三段、論の五分に經れば右の如く三十二章であるが、論は大綱に依て釋する故に必ずしも經文と一致しないのである。

更に傳教の「科文」は方便品の五示現の下に四十五節ありとなし、

五甚八甚四七成、二五何等三四四（「全集」二一九九六）

と略頌をなし、第一歎妙法分（妙法功德）の下に於て證甚深の五、阿含甚深の八を計して十三節、第二の歎法師分（如來功德）の初の説の四並に四中第四の七即ち四七成の十一節、次の證の下十如に相等すといふ二五の何等の十節計二十一節を數ふるが、「科文」の本文には『亦有二十三節』に作り、第三定知分の三節、第四決定分の四節即ち三四四を、第四決定分を本文は『一節』となす故に、釋文と略頌とは右の如く

七	七								
	五								
	七								
	三								
二四	九								
	一〇	全	全	全	全	全	全	全	全
	一	五	五	四	三	三	二		
	三三三章、二八品	囑	普	嚴	總	普	妙		
		累	賢	王	持	門	音		
		品	品	品	品	品	品		

	(1)	(1)	(1)	(4)	(5)	(計)
釋文	一三	一三(八)	三	一(11)	四	三四(11)
略頌	一三	二一	三	四	四	四五

合致せず、又釋文「二五何等」の釋の下に於ても『答有「三義」也』の下には脱文があつて讀み下し得ぬのである。就中傳教は累品を経末より神力の次に繰り上げたのは、全く本論の所依を妙本なすに由來する論文を強いる譯釋である。

要するに論文は一經中序と方便とを詳釋し、餘品は所説の法譬の要を撮つて、一經を概説する故に全体に亘つて釋せざるのみならず、全体より見れば方便品中心の法華概論ともいふべきである。若し序品の七成就の中第三時至成就の下に於ては、此大乘修多羅は甚深の功德を顯示する故に十七の異名ありとなし、一無量義經、二最勝修多羅、三方廣經、四教菩薩法、五佛所護念、六一切諸佛秘密法、七一切諸佛之藏、八一切諸佛秘密處、九能生一切諸佛經、十一切諸佛道場、十一一切諸佛所轉法輪、十二一切諸佛護念舍利、十三一切諸佛大巧方便經、十四說一乘經、十五第一義住、十六妙法蓮華經、十七最上法門、(二六三)等と一經所説の法義を摘出してその異名となし『此十七句法門是總、餘句是別』と説いて居るが、後の天台「玄義」の經題釋の五重玄義は此の意を最も合法的に説いたものである。

若し方便品の五示現の下に於ては、傳教は「科文」に「五甚八甚四七成、二五何等三四四」の四十五章に分つて此の一品を釋して居るが、前述の如く世親法華論の問題は此の一段に存するといふべきである。論は先づ方便品の略開三顯一の長行の文を擧げ、以下五示現に約して釋して居るが、經文には妙本に比して相等の相違があり、就中長行の前分に於ては相等同文が繰り返されて居るに徴して、什譯本妙の簡にして要を得たることは、判然知ることが出来る。以下本論の中心ともいふべき五示現の下の大綱を示さば左の如くである。

- 一、妙法功德分（諸佛智慧下）二、（一）證甚深五、（二）阿含甚深八、13
 二、如來功德分（吾從成佛下）二、（一）說法成就四……七、（二）證法成就二五（十何釋五双十八句）21
 三、大衆定疑分（爾時大衆下）三
 四、如來決定分（爾時佛本下）四……（六）三……（四）10
 五示現

- 五、說法斷疑分（五濁惡世下）四

右の如く五科五八、四七、二五、三四四の計四十五節となるのであるが、若しその他の重要な第四決定分の四科中最後の與授記下の六科、又六科中第三大事因縁の下の開示悟入の四科を數ふれば、更に十節を加へ五十五節となるのである。更に次の三科中七論十無上は粗ぼ文意を解し得るが、本論中間題の中心となるのは三平等の下である。由來三平等は三種染漫の人の三顛倒信等種々乘異、世間涅槃乘異、彼此身異を除かんがために説ける三平等であるが、若し一經の上から見れば實相乘平等を説ける迹門の開三顯一と、法身身平等を説ける本門の開近顯遠を説くに、中間の寶塔品の多寶如來の法身平等に依て説いたことは、これ實相論の代表經典と目されたる法華を解するに、如來藏思想を以て解したことは明かである。此の一事が爾後の法華思想史に重大影響を與へたのであるが、注家中かゝる思想を最初に取り入れたのは恐らく齊の僧印（四九九五）の「法華疏」であらう。該疏は現存しない故にその思想内容を判然することとは不可能であるが、嘉祥の「法華義疏」一に

印法師開此經凡爲四段、序品爲序、從方便品竟安樂行品十二品開三顯一明乘方便乘真實、從涌出品至分別功德品彌勒說偈以前、兩品本開近顯遠明身方便身真實、從分別功德品竟經是流通分也。（三四〇三）

とあるに依て明かである。嘉祥の「義疏」も亦之に依て一經を科し、迹門を乘方便乘真實（所乘之法）、本門を身方便

身眞實(能乘之人)と分ち、(全上^{四五})若し「法華統略」の如き大体法華論の釋意に依り一經を釋し、序品を説教因緣分、方便より最後普賢品の大半を正説分、同品終「佛說是經」の下を信受奉行分となし、就中正説分に於ては方便より果品まで佛法(果)、藥王品以下を菩薩法(因)と二分し、更に果分たる佛法の下に於て次の如く三分して居るのである。

一乘權實(所乘法) —— 方便 || 法師品

佛法 —— 二身權實(能乘人) —— 寶塔 || 安樂品

三壽權實(能乘人) —— 涌出 || 囉累品

上述の如く法華の正宗を以て悉く果としての佛法と判し、藥王品以下の菩薩法に對したのは、これ寶塔品の多寶如來の法身を遍一切の理と解し、乘身平等乃至世間涅槃平等の思想を見るに至れるは、これ全く世觀の如來藏思想より來れることは明かである。即ち論文三平等の釋に「不知_レ彼此佛性法身悉平等_レ故」とも、亦「以_レ佛法身聲聞法身平等無異故與_レ授記、非_レ即具_レ足修行功德_レ」(二六^四)等と説けるに依て明かである。故に如來藏法身の体に約すれば乘身乃至世間涅槃は平等であり、隨つて六種授記も可能である。併し若し修證に依れば三乘各別なる故に、五示現の第四決定分の下乘に依る三乘各別を説き

一乘休者所謂諸佛如來平等法身、彼諸聲聞辟支佛乘非_レ彼平等法身之体、以_レ因果行觀不同_レ故。(二六^七)と説き乘には行異のあること明し。若し四佛知見を釋するに當つては、開示悟入を無上、同、不知、證地の四義に約し、同就中の示佛知見のみは如來藏法身同に寄せ、他は悉く乘に寄せて説いて居るのである。

かく本論は如來藏思想に立脚する故に、如來藏即ち佛性を根據として授記を與ふと説くのであるが、論文は聲聞に決定、憎上慢、退菩提、應化の四種を分ち

若決定者増上慢者二種聲聞、根未熟故不與授記。(二六九)

と決定等を根未熟に依る不記と説けるを、本論が世親の造論なるより今の決定を後世唯識の賴耶緣起五性各別説に依る決定性と解し、法華論の決定聲聞不作佛の論をなし、性相兩家に於て二三權實の論評を展開せるは、之全く本論の如來藏思想に立脚せることを明めざるに由來するものである。由來如來藏思想は實相論と緣起論との中間に横はる故に、本論を廻つて此の論評のあることはまた止むを得ざるものである。以下本論を廻る二三問題に就て述べることにする。

四、五種法と十如

前述の如く本論は法華の實相論を如來藏思想を以て釋せる迹門中心の釋論で、「三種義一相、無量乘唯一佛乘無二乘」(二六六)の旨を明にしたものである。之を明すに方便品の五示現に依つて居るが、就中總相たる第一の妙法功德力と別相たる第二の如來功德力に依て其の大體を知ることが出来る。即ち總相の下に於ては佛智所證の妙法を以て證甚深と説き、

言甚深者此是總相餘別相、乃至何者甚深謂大菩提、大菩提者如來所證阿耨多羅三藐三菩提故(二六六a)
と釋せる如く菩薩第十地所證の一切種智を以て證甚深の妙法となし、次の第二如來功德分には説法と證法、即ち能證所證の相對たる別相に約して、能證の一切種智を證甚深、その所證を以て法華の經體たる修證の實相と説いて居るのである。然るに論所引の經文には

舍利弗、唯佛如來知一切法、唯佛如來能説一切法。何等法、云何法、何似法、何相法、何體法、何等、云何、何似、何相、何體、如是等一切法、如來現見非不現見。(二六六c)

と説き、妙法華の『唯佛與佛乃能究盡、諸法實相所謂諸法、如是相、性、體、力、作、因、緣、果、報、本末究竟等』と説く十如とは異なる故に、古來之に對して五種相又は十何と呼んで居る。然らば同一梵本と見做さるゝ正法華は如何といふに、彼經には

如來皆了諸法所由、從何所來、諸法自然、分別法貌、衆相根本、知法自然。(九六六)

と譯し諸法を五句に約して譯して居るのである。若し南條譯の「新譯法華經」に依れば

舍利子よ、唯如來のみ如來の法を教へ、唯如來のみ一切法をも知れり、諸法は何んぞや、諸法は何んぞや、諸法は何の如きや、諸法は如何なる相ありや、諸法は何んぞや、云何んぞや、何の如きや、如何なる相ありや、如何なる自性ありやと、此等の諸法に於て唯如來のみ現在の守護者なり。(四〇〇)

と矢張十何に約すること全く論所引と一致するものである。而して論には『如來知一切法』と説いて五種法を以て共に佛智所證として居る。妙本の『唯佛與佛乃能究盡』、正本の『如來皆了』と異語同義と解すべきである。即ち法護譯の正本は『如來皆了諸法所由』と説き、その内容を以て『從何所來、諸法自然、乃至根本、知法自然』と、所證の法を十如の略義異語を以て説いて居るのである。而して本論所引の經に就て見るに前述の如く、正本と同一梵本の如く思はるゝのである。若し五種法の点に就ては、添品法華と同一系統の梵本と思はるゝ新譯法華と粗ぼ一致し、又妙本の十如と本論の十何とは且らく同一となすも、什公が因緣果報本末究竟等と飽く迄所證法となすに對し、新譯の「守護者」の意は判然しないが。本論所引の經文には『如來現見非不現見』とあり、又論に「言實相者、謂如來藏法身之體、不變義故」(二六六)とあるに依れば、論は如來藏思想に立脚すると同時に非不現見の自然法の如くも解し得られるのである。

更に此に問題となるは實相の屬性ともいふべき、妙本の十如と論の五種法乃至十何との同異である。妙本の十如は

玄義二に

南岳師讀此文皆云レ如、故呼爲十如也。(二上) 三三九

といふに起るのであるが、若し五種法に就ては論に説法と證法との二種に約して五種法を説いて居るが、傳教は「科文」に之を『用二五何等句一釋經十如是二文也』(「全集」二_{四九六})と釋し、證眞は「文句私記」三本に『論十何最十如』(「佛全」二_{二九四})と釋して何の數に寄せて十何と呼んで居る。然らば此の十何と十如の同異如何に就ては如何といふに、上掲の如く妙本は十如、論文は五種法十何であり、添品と同一系統と思はるゝ新譯法華經も矢張五種十何なることは上掲の如くである。而して論と同系と思はるゝ正本も前掲の如く、從何所來(何等法諸)、諸法自然(云何法)、分別法貌(何似法)、衆相根本(何相法)、知法自然(何体法)と文意相通する五種法である。されば論文と正本との相違は、正本は後の『何等、云何、何似、何相、何体』の五何を前の五種法に攝釋したものと見ねばならぬ。

然らば十何と十如との同異は果して如何といふに、天台は「文句」に十如と十何の別相に依らず總相に就て

論解「唯佛與佛乃能究盡、爲無量福成就、諸佛能知謂如來法身之体不變故、覺能(体)自證成就。(八_{三〇}、三四

三六)

と釋し、「玄義」には『點實相爲如來藏、如來藏即實相』(五下_{二八})と解し、章安は右の意に依つて

彼論解「佛經、今疏冥符二聖、可謂與修多羅優婆提舍皆合也。(八_{三三}全上)

と釋意經論冥合と述べ、嘉祥は「法華義疏」三に大論の九種法を出して今の十如に同じ、

法華論略明「五法通二切法、今依後偈文且就佛因果明於十法、(三四_{四八九})

と釋し。若し「論疏」中には

羅什經有三十法、今明五法、或可梵本廣略不同、難可詳會、亦可下以五法而攝彼十上。可自推度。(四〇〇七)
と天台の如く義旨同一となし、且つ十如と五法の異を梵本の不同に歸したのである。

又論は五種法に就て更に五双十八句(二六六)の釋をなして居るが、これに對し慈恩は「法華玄贊」三本に然今經文恐人不解、翻譯之家遂依第二展轉訓釋法而釋、然少不次以義正之不違聖教。若別義釋、便是人情非爲聖教。乃至本論牒經更有何等、云何、何似、何相、何体、佛重以此顯前五義更無別理。(三四七)と釋し、論の五双十八句の釋も聖教に合し、後の五何も前五種と同義と解し、且つ十如五種法とを次の如く相性(何等法)、体(何体法)、力作(何似法)、因緣果報(云何法)、本末究竟(何相法)、と相對して、十如と五種法とは同義且つ開合の別と解したのである。若し妙樂に至つては天台が「文句」に十如を釋するに十界、佛界、離合、約位の四番に經て釋せるに倣つて、論の五双十八句を文句の四番の釋に合釋して

信知論文不可輒判、故用今意方應妙旨、况論四釋即是今家四釋故也、乃至故知一家大義並與論旨冥符、是則現文一十八句、乃成一十八重釋十如也。論文豐富而人莫知、今從總論故且四重釋耳。(九二六、三四三)

と天台の如く大旨に就て經論同義を釋し、傳教は「法華去惑」一に右の台荆の釋を引き徳一を破して向資狂言言天台不歸法華論釋、吠影犬聲往代難免、自今以後莫道天台背法華論。(「全集」四四八)と述べて居るが、これ全く天台一家が什譯を以て金科玉條となし絶待信を描くに由來するものである。

更に慧心に至つては「十如是義私記」には論經の同異に就て『五種法與十如法』、未詳其同異(「全集」一三三)と一分の疑問を挾んで居るが、證眞の「文句私記」三末には十如の文梵本有無に就て、嘉祥疏に依り

什公既依梵本譯之、誰疑虛實、而他本無者是梵本不同(「佛全」二一四九)

と矢張梵本の不同に歸してたのである。かくの如く十如と十何に就ては古來の注家は性相兩家に亘つて概ね同趣と解し、結極梵本の不同に歸したのである。更に進んで梵本に質さうとしなかつたことは、漫然その儘殘されたと同然である。併し乍ら近年諸種梵本の發見に伴ひ、その點の研究も漸く進められ、就中本田教授は現行の梵本と譯語との兩方面より此の研究を進め、十如を以て什公の譯出と決したのである。之に就て先づ正妙兩本の方便品の偈頌に就て見るに、五字句七行は兩本譯語よく合致し、就中十如の偈に當る點は次の如く

如是大果報、種々性相義、我及十方佛、乃能知是事（妙本）

使我獲斯慧、如十方諸佛、諸相普具足、衆好亦如是（正本）

第一句の『大果報』と『獲斯慧』は同意であり、又『種々性相義』と『諸相普具足』とは合致するが、之に就て本田教授は大果報の果報は十如の中の果報でなく、前の『道場得成果』の果と同じく所證の果たる實相で、正本の『獲斯慧』と同義別語と解し、梵本に依て如是は前文『道場得成（如是）果』の分を五字の作偈のために後の『大果報』に附して『如是大果報』となし。且つ正本に於ては『種々性相義』に當る句は、『如十方諸佛』の句を隔て、居る點に着眼し、進んで性相に關する什公の語意を『大論』に求め、同論三十一に『性相何等異』の問に對し、先づ性相を火熱に比し、『其實無異名有差別』と、更に火熱は性、烟は相となし

性相小有差別、性言其体、相言可識、乃至性相内外遠近初後等有如是差別。（二五、二三）

とあるに依り、什公は大論譯後妙本譯出に當つても同意を以て譯出したことは當然である。されば光宅以來の註家が悉く『如是大果報、種々性相義』の句を以て十如の偈と見たことであるが、既に『大果報』の果報が十如の中の果報でないとするれば、性相義の性とはこれ本質の体であり、相は外形の容である、されば五種法中第一の何等法と第五の

何体法は本質の体即ち性であり、第二の云何法、第三の何似法、第四の何相法は外形の容相である。由來一切萬有の性は千差萬別なる故に種々を冠らせて『種々性相義』と譯出したもので、妙本も矢張梵本は五種法十何ならんと斷じて居るのである。(『佛典の内相と外相』^{三五九})而して妙本の十如に就ては天台は既に「文句」に「大論」三十二の

復次一々法有九種、一者有_レ体、二者有_レ法、三者有_レ力、四者有_レ因、五者有_レ緣、六者有_レ果、七者有_レ性、八者有_レ限、九者有_レ開通方便、諸法生時体及餘法凡有_レ九事。(二五三九)

の九種法を明す文を引いて、曾て達磨鬱多羅が此の九種法を以て法華の十如を會すと「文句」(九)に解し、此文を「玄義私記」六に釋して鬱多羅を以て北周の法上として居るのである。(『佛全』二一^{二三八})果して然りとすれば、「唐傳」に依るに法上は大象二年(五八〇)六十六歳入寂(五〇^{四八五})とすれば、天台(五^{五八})と同時の稍先輩で、隨つて文句にしかあるは不思議ではないが、而し達磨は果して九種法を以て如何様に五種法乃至十何と十如とを會譯せるや全く不明である。併し乍ら法上を始め天台、嘉祥の註家が何れも大論の九種法に注目せるは、十如譯文に對する一抹の疑問のあつたことを物語るものである。若し十如本文に對する問題に就ては本田教授の研究に譲ることにする。(『佛典の内相と外相』^{三五九以下参照})

上述の如く十如乃至十何は方便品に諸佛所證の法たる、實相の内容を詳説したるものであることはいふまでもないが、此に最後問題となるのは實相の内容を修證の因果法とするか、自然の存在法とするかが問題である。而して經文は何れも「皆了諸法」(正本)、「究竟實相」(妙本)、「究竟實相」(論文)と説いて居るが、その所證の法体に就ては妙本の十如は力作因緣果報等と實相の屬性に寄せて説いて居るが、正本並に論文の五種法は「諸法自然」、「知法自然」(正本)、「一切法如來現見非不現見」(論文)等と多分に在纏の存在法たる意が存することである。然るに妙本は「唯佛與

佛乃能究盡諸法實相』と説いて、文中十地の修證は説かぬが文は第十法雲地の最後心に於ける、一刹那の修證の境智を説いたものである。されば所證の實相とはこれ修證の法身で、壽量品に『然我實成佛已來無量無邊百千萬億』等を説けるものでなければならぬ。然るに論文は此の所證の實相を

言「實相」者謂如來藏法身之体不變義故（二六六）

と説き、又

法佛菩提、謂如來藏性淨涅槃常恒清涼不變等義。（二六九）

と經文の修證の實相法身を、在纏の如來藏法身の義を以て解して居るのである。これ古來本論を廻つて性相二家を始め種々の問題の存する所以である。

五、聲聞の授記と性相二家

上述の如く本論は如來藏思想を以て法華を釋する故に、實相の屬性たる五種法を説くに當つて、三乘（人）と諸法（法）と説法等の諸義に寄せて、所謂五双十八句（二六七）に亘つてこれを説いて居るのである。即ち

何等法——三乘法——有爲無爲法——名句字身

云何法——諸專説——因緣非因緣法——佛所説法

何似法——得清淨——常法無常法——無常法——能教化法

何相法——一相法——生不生三相法——可見相法——依音聲法

何体法——一佛乘——五陰非五陰体——五陰能取可取——假名体法相義

右の五双十八句を以て妙樂は十法界（二）、佛法界（三）、離合（四）、約位（五）の天台の十如の四釋に配し、『論四釋即是今家四釋、乃至論文豐富而人莫知、今從總論』（「記」九三六）と義に寄せて概説して居るが、義意に於ては必ずしも當らないでもない。

更に論は五示現の第四如來決定分の下に於て、四佛知見を無上、同、不知、證の四義に約して左の如く説いて居る。

開一無上義、除_二唯如來一切智_一、知_三更無_二餘事_一

示一同義、謂諸聲聞辟支佛法身平等

悟一不知義、謂諸聲聞辟支佛等不能知_レ彼真實處、乃至不知_レ究竟唯一佛乘_二故_一

入一證不退地義、示_三現欲_レ與_二無量智業_一故（二六、七）

然るに後の三平等を説くに當つては、示佛知見の同の義たる如來藏法身平等に約して第一の乘平等を説き、開佛知見の無上の義に約し更に之を十無上に演釋して後の二平等を説いて居るが、之に依れば自ら性同に約して迹門を解し、修別に約して本門を解したとも見られるのであるが此の点は後に詳説する。

又論は涅槃の五味に寄せて小乗を乳味、大乘を醍醐となし、『此中示_三現諸佛如來法身之性同_二』と如來藏法身の義を以て大乘を醍醐と解し決定分の最後に再び五種法を出し、如來藏法身平等を以て此經の乘平等に依る聲聞授記の根柢となし、未曾聞（何等法）、種々言辭（云何法）、唯爲一大事（何似法）、隨我說法（何相法）、一乘體（何體法）と廣く經文の説相に寄せて五種法を釋し、最後に一乘の體を明すに至つては

一乘體者、所謂諸佛如來平等法身、彼諸聲聞辟支佛非_二彼平等法身之體_一、以_三因果行觀不同_二故。（二六、七）
と修證に寄せて三乘は因果行不同なりと説いて居る。

上述の如く如來藏に依れば三乘法身平等であるが、法華三乘の授記は悉く修證に依る故に、論は是に就て問答をなし
問曰彼聲聞等、爲實成佛故與授記、爲不成佛與授記耶。若實成佛（者）菩薩何故於無量劫修集無量種々
功德、若不成佛云何與之虛妄授記。（二六八）

とはこれ性同に立つて修別を虚妄を疑へるためである。さればこれに對し

答曰彼聲聞等得授記者、得決定心非謂聲聞成就法性如來。依彼三種平等說一乘法、以佛法身聲聞法身
無異故與授記。非即具足修行功德、是故菩薩功德具足、諸聲聞人功德未足。

と説いて法身の授記は性同に依れば平等であるが、修別に依れば菩薩と聲聞とは修行に淺深ある故に、菩薩に對すれば
聲聞は功德未足の故に、菩薩の即身成佛に對すれば當來成佛の懸記たるは免れぬのである。これ論の如來藏に依る聲
聞の授記である。更に論は聲聞記に就て

言聲聞人得授記者、聲聞有四種、一者決定聲聞、二者増上慢聲聞、三者退菩提心聲聞、四者應化聲聞、二種聲
聞如來授記、謂應化者退已還發菩提心者、若決定者増上慢者二種聲聞、根未熟故不與授記、菩薩與授記
者方便令發菩提心故。（二六九）

と聲聞に決定、上慢、退菩提、應化の四種を分ち、前の決定、上慢の二種には不記、後の退菩提、應化の二種には授
記と判する故に、法華迹門の眼目たる決定聲聞即ち阿羅漢の授記は根未熟の故に許さずと説くのである。併し根成熟
せば聲聞亦作佛すと説く義なれば、唯識の決定聲聞種性とは全く別で不定種性に相等するものである。これ本論が如
來藏思想に立つ故である。之に對して一乘家に立つ天台は、「法華文句」に

法華論四種聲聞、今開三住果二者爲兩、折法住果是三藏聲聞。依法住果是通教聲聞。開應化二者爲兩、發地應化別

教聲聞。發住應化圓教聲聞。開佛道聲聞亦爲兩、令他次第聞佛道是別教聲聞。令他不次第聞佛道、即圓聲聞。聲聞義浩然云何以下證涅槃者判之。云々(一二五)

と論の四種中上慢を除き今經の意に依て、決定退菩提を住果の二種となし藏通の聲聞、後の應化を別圓の聲聞と分つたのである。若し上慢の聲聞たる五千起去は涅槃經に於て教益を得るがためである。

右の天台の釋に對して妙樂は四種聲聞を擧げて

論自釋云、後二與記前兩不記、根鈍未熟故。且約此會、即經中云『生滅度想』決定性也。若彼得聞論中未說天親豈可迷經文耶。經云『而於彼土得聞是經』、論且一往據現說耳。是故今師但除上慢即五千起去者是。雖從應去仍判下於涅槃中若四依邊得聞、故上慢者亦非不聞、已聞略聞及在後故、但不可云此會得記。種熟脫三始終無廢。故準今文、遠近相應四種俱得。(一二五)

と論は且く法華會上に約して、決定上慢の二種は不記といふも、決定は經に彼土得聞と説き、上慢も亦四依得聞必定の故に、遠近相望すれば四種聲聞皆記を得といふべきなりと解して、飽くまでも法華の二乗作佛を強調し『今家多依論文、但一兩處不全用也』(記「五」)とも亦『論涉有餘説、以經意無雷同』(「記」九五)等とあるは、これ聲聞不記等の説を指したものであらう。

然るに若し慈恩に至つては天台の一乘に對し、元來三乘家に立つ故に「法華玄贊」一本に

聲聞有二一決定種性得聲聞果、定入無餘身灰智滅。故諸經云餘人善根涅槃時盡、菩薩善根不爾。二退已還發大菩提心、初是定姓後不定姓。然瑜伽及法華論說聲聞有四、一決定種性亦名趣寂、二增上慢此是凡夫得第四禪謂阿羅漢。三退已還發大菩提心亦名不定種姓、且法華會得記、聲聞名退菩提心、舍利弗等皆是此類

乃至非不定姓皆是退類、亦有但從小果趣大不定姓故。四者應化、應化非眞、攝大乘說諸大菩薩及佛等化示爲聲聞故、富樓那等即其類也。法華論云此中唯爲二聲聞記。謂退心應化、其趣寂及增上慢、佛不與記根未熟故。乃至此經所說一乘之理、論雖言爲二聲聞、說謂退心、應化。法華一會正唯爲退菩提心說、兼亦爲應化、滿慈子等亦在會故。(三四卷三)

と慈恩は正しく唯識の五性各別論に立つ故に、決定種性は永不成佛、法華は不定種姓退菩提の聲聞を正意となし、兼て應化の作佛を説くと判じ。更に「玄贊」五本に至つては決定上慢の根未熟を釋して

此言未熟者増上慢可爾、趣寂畢竟不熟、云何言未熟、未者不也。(全上卷三)

と論の決定聲聞即ち法華の住果の聲聞を以て五性中の決定と判じ、永不成佛の旨を明にして居る。これ如來藏に立つ論意に悖るものである。

若し傳教に至つては法相の徳一の著「佛性鈔」一卷、「中邊義鏡」「慧日羽足」「遮異見章」各三卷等に於て、五性各別の意に依り法華得記の聲聞を以て悉く決定種性と貶せるに對し、「守護章」下之下に三世、轉機、本意の三義に依る不定種性となし、

初三世故者、過去定性不輕授記、未來定性他國受記、現在定性靈山得記、是故得知靈山得記現在定性。二者轉機故、定性二乘法華之前本性決定、又名畢定又名趣寂、到法華會方便決定、又暫時決定又名不定云々。

三者本意故、舍利弗迦葉等我等說本無心有所希求、今乃知之如無智者、明知定性迦葉法華得記、法華論說決定聲聞根未熟故、指未來決、斷食者何執前定性會今法華記也。乃至前定後不由何可疑(「全集」一

六七二 要引)

と法華論の決定聲聞を悉く未決定の不定種性と決し。更に玄奘の弟子にして譯者たる神昉の「集解鈔」の文を引き

決定聲聞義亦有二、一者本性決定、本來唯有二乘種性、無菩薩性。二者方便決定亦有菩薩性。而於此會根未熟故、定無發心之義、如來不與授記亦令發心、由此道理決定聲聞亦通不定、彼論（法華論）且據方便決定亦令發心非約本性也。（「全上」一七〇）

の文に依て法華の聲聞は彼の決定聲聞の如く本性決定にあらざる方便決定と判じ。又「義林章」第三（現行本「義林章」第一諸乘義林第四の下有義無文、義引歟）の決定聲聞に畢定、暫時の二種を分つ中暫時決定に依り

二暫時決定以二化中根未熟故、不能回趣二名爲決定、非下於後時畢究不上回。法華論說四聲聞中、決定聲聞據此也。（「全上」一七〇）

と暫時決定と判じ、又義一の「法華論述記」下卷の釋迦一化に約する

然決定者謂釋迦一化不回心、故名爲決定、非謂後時畢竟不上回。（「全上」）

等の文に依て、法華の聲聞は方便暫時決定の不定種性と決し。「通六九證破比量文」「再生敗種義」「照權實鏡」等（「全上」二二五）を以て徳一に拮抗し。若し法華一乘義を顯揚するに當つては「法華秀句」中末に「今勘梵本無如此文、不勞會釋」（「全上」二三六）と論斷して居るのである。次で智證に至ては「論記」七末に妙樂の意に依て遠近記に約することは、傳教の三義と異語同義であるが、智證は妙樂に依り四種聲聞の論文を會して

昔名決定上慢、今爲退大應化。當知論文約於今昔會爲四種、三世諸佛悉皆如此。（「全集」上、二三八）

と經文の意を以て一時決定乃至不定性の意に依て論文を救へるは、妙樂が「文句記」に

論主天親豈應徒爾、但恐譯者曲會私情。（「二七」二九）

と譯者に寄せる救へると同一轍である。

かくの如く「法華論」を廻つて性相兩家の論諍あることは、これ全く論文が一乘顯揚の法華の實相を釋するに、如來藏法身の義を以てせるに依ることは、前掲の諸文に依て明かである。今法華の實相を釋する諸家の文に就て見るに、南岳は「四十二字門」に圓位を四佛知見に配し究盡實相を妙覺と釋し（「玄義」五上三八）、天台は前述の如く「文句」に論の「實相者謂如來藏法身之体不變義」の文を引きて

覺体（能）自證成就、能隨順衆生說一切諸法相等、此與理事權實意同。（八八）
と實相を事理權實の意と解し、妙樂は

今約所證故判屬理、乃至至果之時過於三五七九乘等。（「記」八二）

と果上の實相と解し。若し「玄義」には「陰名如來藏顯名爲法身」（二下左）と修別に寄せて説くも、亦「如來藏即實相乃至點實相爲如來藏」（五下左）と理に寄せて實相即如來藏と會して居る。

更に嘉祥に就て見るに「論疏」中に

如來藏者、在煩惱之内一名如來藏、亦名如來胎。法身之体不變義故者、雖在煩惱不爲煩惱所染故名不變。（四〇ハハ）

と釋してを居るが、これ天親の「佛性論」に如來藏法身が果報、對治、生滅の三過を離れたる寂靜、無漏、無爲を体と釋せると同じく、これ正しく修證法身でなく在纏の存在法たる理法身を指すことは明かである。若し慈恩に至つては論の「如來藏法身之体不變義故」の文に就て「玄贊」三本に

實相者謂如來藏法身之体性不變故、佛智具知此實相体、窮源底故名究盡、不但成就有爲萬德、無爲萬德

佛亦究盡。故言「無量種成就說不可盡」。(三四七_三)

とある如く、如來藏を以て法身の体性不變といひ性字を加へて、嘉祥よりも判然無爲萬德を指して實相と解せることは、次に論に五甚深を明す第二實体甚深を『体深自体性也』(三四六_{六七})と釋せる如く、實相を以て眞如無爲、圓成實性たる在纏の存在法と解するに依ることは明かである。これ論に聲聞の性同を釋して

此中示_三諸佛如來法身之性同_一。(二六_{六七})

と説き、又法佛菩提を釋して

謂如來藏性淨涅槃常恒清涼不變等義。(全九)

と説き、聲聞の授記を解して

以_三佛法身聲聞法身平等無_レ異、故與_三授記_一非_三即具_三足修行功德_一。(二六九)

等とあるに依て、法華論は如來藏思想を以て法華の實相を解し、これに依て三平等を説き、就中寶塔品の多寶如來の法身常住性を性同法身と解し、性同法身を更に演繹して世間涅槃平等の解をなし、廣く如來藏理法身の義を以て法華一經を解したと見るべきである。されば法華論に説く法華の實相は、經文に依る諸佛究盡の修證の實相でなく、維然在纏の如來藏法身即實相である。若し世親の賴耶緣起思想に就ては法華論には判然認め得ないが、慈恩等に依て如來藏が阿賴耶識と解せらるゝに至つたこと覆ふ能はざる所である。

六、三平等義と三種佛菩提

上述の如く本論の三平等義は如來藏の思想を以て法華の實相義を解したのであるが、これを天台の實相義を以て會

したのが沙門干心の名を以て傳へられた、慈覺の「三平等義」一卷（「傳教全集」四五六三）である。先に諸目錄に依て之を慈覺の作と推定したが、三平等を釋するに當つて品配、所被人、所起病、明病因、明能治の五科を以て總釋となし、次の別釋の中乘平等を明す下に

自下論文有_二重釋_一、自有_二五重_一、一正明_二被執_一、二辨_二記虛實_一、三指_二示文處_一、四處人差別、五授記差別。初文如_レ注（四五六八）

とあるが、文意より見て『五明能治』下に『二初正明_二被執_一、次別明_二三平等_一、三、初明乘平等_一（七五六）二明_二世間涅槃平等_一（四五六）。三明_二身平等_一（五五六）、初明_二乘平_一中、初明_二釋乘平義_一（七五六）、二辨_二記虛實_一（八五六）、と乘平等の下に五重の釋をなすべきである。故に『次明_二能治_一』（九五六）下の『初明_二乘平_一中、初明釋_二乘平等_一』の十一字は、其上に『次正明_二被執_一』の五字を加へて、次頁（八五六）初行の三身平等の次に移すべきであらう。

本書を以て慈覺作となす所以は、台荊の釋を以て中心思想となし、若し三平等を釋するに當つては、嘉祥の「論疏」の要旨に依り譬論、授記、五百、人記、法師、勸持、提婆、不輕、寶塔品の九品を以て三平等に配し、前八品は乘平後の寶塔の一品を後の二平等に配し、嘉祥の「論疏」を「他云_レ」として引用し、『注云_レ』として傳教の「注法華論」、又は常騰の「法華論註」、或は圓弘の「同子註」を引いて居るが何れも傳はらぬ故に明かでない。時に『私謂』と自説を述べ、就中一處に「私謂若準_二宗意_一云與_レ物未_レ結緣云々」（九五六）の文に依て台宗の徒なること明かである。更に台荊以外に何等智證の「論記」に觸れざる点より慈覺作は動かぬ所である。

前に述べし如く本論は迹門中心の釋論であり、且つ實相義を解するに如來藏思想を以てしたことは、前述の如く聲聞の授記を廻つて性相兩家の論諍のあつた所以である。併し三平等に就て見るに最初の乘平等は不輕品を除く外悉く迹

門の諸品であり、後の二平等は寶塔品の一品に配して居るが、若し論に依れば三平等中第一の乘平等は迹門中心で、後の二平等は本門中心の解をなして居る。而して之を釋するに前者は四一の中示佛知見を釋すると同じく同の義に依り、後者は開佛知見と同じく無上の義を以てし、若し配品に就ては乘平等は迹門諸品、世間涅槃は寶塔品、身平等は壽量品を以て解して居る。即ち三平等の最後の釋に

又依何義佛說三乘名爲一乘、依同義故、授諸聲聞大菩提記、言同義者以佛法身聲聞法身彼此平等無差別故。以諸聲聞辟支佛等乘不同故有差別、以彼二乘非大乘故、如來說言不離我身是無上義。一切聲聞辟支佛等二乘法中不說此義、以其不能如實解故、以是義故諸菩薩等行菩薩行非爲虛妄、無上義自餘經文明無上義（二六、a）

とあるに依て明かである。即ち文中『自餘經文』とは乘平等以外の、所謂十無上を明す藥草、化城、五百、寶塔、安樂、涌出、壽量等の諸品であるが、就中寶塔品は第五示現清淨國土無上に於て、世間涅槃を、壽量品は第八示現成大菩提無上に於て身平等を詳説して居るのである。されば論文の上に於ける五種法又は十何と十如の問題といひ、注疏に於ける性相兩家の評論といひ、何れも乘平等を釋せる如來藏思想を廻つての論であつた。

若し後の二平等を釋すと見做すべき十無上の論文に就て、第五清淨國土無上の説明に相等する文が、第十の勝妙力無上の次に存することである。これに就て嘉祥は「論疏」下に疑問をなし

問何故不即就前第五無上中釋至此方解耶。答上來數解此問、今欲示有疑者不了前意、故重論之（四〇b₁₁₁）

と釋し。又智證は「論記」九末に『此當第五中第二釋文也』（「全集」上_{三五}）と解し、共に第五の重釋と解して居る、

併し近來龍谷大學の日下大痴氏がこれを梵本將來當時に於ける具葉の前後錯雜に由るとは斷じた（「龍谷論叢」二六九）のは蓋し妥當の解と稱すべきである。

上述の如く三平等の中乘平等は同の義、即ち『以佛法身聲聞法身平等無異故與授記』とある如く如來藏の義に寄せて説き。後の二平等は無上の義即ち『如來說言不離我身』と釋し、又共に『入涅槃』と修證に寄せて釋して居るのである。若し嘉祥は「論疏」下に

智度論云唯大乘法中說生死涅槃平等、小乘法中無有此理、與法華論意同。（四〇七）

と大論の空諦實相に依る生死涅槃平等義と今の法華論の三平等とを同一大乘義と解して居るが、論に於ける方便品の下の實相即如來藏との釋と、今の三平等義の釋とは自らその釋相を異にして居る。就中乘平等の論の實相即如來藏と解せるを、論主の他の賴耶緣起系の思想を以て解したのが、慈恩等の法相系の解であつて、慈覺は法相の諸家が三平等を三乘五乘種々乘異と解せるを『三種染慢』又は『三種顛倒信』と貶し。更に之に二義ありとなし

一義云此等諸乘相雖差別、性性無二、然謂如相性性亦別、是名異執、亦名顛倒。又義云一切皆當作佛、無別二乘、然謂二乘不得成佛、亦名異執。（「全集」四五六）

と述べて居るが、此の二義は唯識家に於ける五性各別の性修に約する異解を指摘せるものである。更に慈覺は實相論の立脚より

世間者生死名染汚分、涅槃者擇滅名清淨分。乃至如是染淨相雖差別、理實無二、然謂如相性性亦別、故名異執。（全上五六六）

と判じ、更に論の三平等の釋相に就て

此中乘平等は一乘之自性、後二平等は一乘之別差、佛依三種同義以說一乘、自性差別故言依三種平等說中一乘法上。(全五七〇)

と法華一乘の實相義に立ちて、三種の中乘平等は性同に約し、後の二平等は修別に約すと會したのである。

若し嘉祥は生死涅槃平等を大論に依り漫然と大乘義と釋するのみならず、論の乘平等の釋に

彼聲聞等得授記者、得決定心非謂成就法性如來、依彼三種平等說一乘法、以佛法身聲聞法身平等無異故與授記、非即具足修行功德。(二六八)

と決定心と平等法身との二様の釋あるに對し「論疏」下に「言得決定心者、得入十信位、非成就法性故」(四〇八)と解し、更に決定心と性平等との二種授記の別釋に就て

問前云得決定心故與授記、後明下依佛性平等故與授記此二何異。答前是緣因後是正因、又前是引出佛性、後是自性佛性。(全上)

と解し、天台の實相義に依る三因佛性に寄せて、初義は修の三因に約し緣因と判じ、後義は性の三因に約して正因と判じたのである。かくの如く論はその中心をなす方便品の五示現は一性の如來藏思想に依て解して居るが、三平等以下に於ては修證に寄せて釋して居るのである。換言すれば迹門は如來藏に依り、本門は修證論に依て解したこととなるのである。就中十無上釋に見ゆる三種佛菩提はその結論とも見るべきである。

前にも述べたる如く論の後の二平等は『入涅槃』或は『如來說言不離我身是無上義』と説ける、不離我身修證に依る無上義に寄せて説いて居るが、此の十無上中世間涅槃の平等は寶塔品の第五清淨國土無上、後の法身平等は壽量品の第八成大菩提無上に見るべきである。先づ寶塔品の清淨國土無上を釋するに當ては塔、量、略、住持、無量佛離

穢、多寶、同一塔坐の八義に約し、多寶の佛身は一切諸佛の眞法身を攝取せる無漏善根の所生たる、法身の自在尤に依る清淨國土の示現であり、且つ

示現化佛非化佛報佛等皆爲_{上レ}成_{下レ}大事_二故。(二六九)

と説きて、清淨の國土は存在の如來藏法身の淨土にあらずして、かゝる法身の寂光は報身の實報に即する所成の寂光と見るべきである。

若し第三の身平等説は第八の成大菩提の論文に見るべきであつて

八者示_三現成大菩提無上_二故、示_三現三種佛菩提_二故、一者示_三現應佛菩提、隨所應見而爲_三示現_一、如_レ經『皆謂如來出_三釋氏宮_一、去_三伽耶城_一不_レ遠坐_三於道場_一、得_レ成_三阿耨多羅三藐三菩提_二故。二者示_三現報佛菩提_一、十地滿足得_三常涅槃證_二故、如_レ經『善男子我實成佛已來、無量無邊百千萬億那由他劫_二故。三者示_三現法佛菩提_一謂如來藏性淨涅槃、常恒清涼不變等義、如_レ經『如來如實知_三見_二三界之相次第_一、乃至不_レ如_三三界見_二於三界_一故。(二六九)

と釋し、伽耶の釋迦佛を以て應身となし、壽量所説の塵點實成の佛を十地行滿の報身となし、『法佛菩提、謂_三如來藏性淨涅槃常恒不變等義_二』となし、經文の如實知見の修證に寄せて『如來能_三見能證眞如法身_二』と説いて理にあらざる義となし。最後

我淨土不毀而衆生見燒盡者、報佛如來眞實淨土、第一義諦之所攝之故。

と説くに依れば第一義所攝の眞實淨土は、報佛所成の淨土であり、隨つて今の法佛菩提は存在法にあらずして、塵點實修實證の報佛に即する常滿常顯の所成の法身と解すべきである。若し論文に三界相を説いて

三界相者、謂衆生界即涅槃界、不_レ離_三衆生界_二有_三如來藏_一故。

と説き。又『如來藏眞如之体、不_レ即_二衆生界_一不_レ離_二衆生界_一』等と説けるに依て明かなる如く、本論は全く如來藏思想に立ちて法華を解したものであるが、論の三身中の法身説は在纏の如來藏を指さずして、法華の久遠實成の修證法身を取れることは、法佛菩提を『如來藏性淨涅槃』と釋しつゝ、『能見能證眞如法身』と説くに依て明かである。

かくの如く法華論には三種佛菩提を説き、如來藏思想を以て法華を解して居るが、若し佛身論に就ては天台の所謂『點實相爲_二如來藏_一、如來藏即實相』(「玄義」五下五九)と説ける如來藏法身たる在纏法身論にあらずして、「玄義」に『陰名_二如來藏_一顯名爲_二法身_一』(二下五六)とある如く修證の出纏法身を説けることは前述の如くである。されば天台は論の三身釋を以て壽量品の佛陀を解し、通じては十方三世二佛三佛本佛迹佛、別しては本地三佛の功德を詮量すとなし、論文を引き『經具_二其義_一、論出_二其名_一、不_レ作_二上釋_一寧會_二經論_一』(「文句」二五五九)と述べ

此品詮量通明_二三身_一、若從_二別意_一正在_二報身_一。(二六九)

と論の動もすれば如來藏法身論に傾く法中論三の佛身説を、正しく修證の報中論三の佛身説をなしたのである。更に天台は古來の法華注者中僧叡、道朗、慧觀、劉虬(注者)道生等の法華の佛身を以て法身常住諸經常談と判じ、光宅の應身無常の佛身觀を以て鶴蚌相扼の偏執の謬見となし、論に依て報中論三の説をなしたのは、これ存在法身説に墮せんとする法華論の佛身論を修證法身説を以て解したものである。何となれば天台も『實相本地即是法身』とも、亦『有佛無佛性相常然、指_レ此爲_二法身如來_一也』(「文句」二五五〇)と説けるは、論の『如來藏性淨涅槃常恒清涼』と同義異語で、これ在纏の存在法を指す如來藏の義である。

若し嘉祥に於ける論の佛身論は「論疏」下に、羅什僧叡の法身常住の解を以て『俱與_二論合_一』と判じ、又北土江南の五時四宗の應身無常の解を掲げ(四〇三三)論に依て釋迦に伽耶の化身、久成の報身、眞如の法身の三身を具足すと

なし、又論文に依て多寶法身、釋迦報身、分身化身の三身説をなし、殊に論の法身に二種ありとなし

論解二種法身、一者隱時名法身此非多寶也、二者顯時名法身即多寶也。(四〇八三)

と多寶の法身は如來藏在纏の法身に非して修證の出纏法身なる意を明かにして居るが、若し法報二身の同異を判じては

体一義殊、酬因義邊目之爲報、衆法所依正法爲身、故名爲法身也。(全上)

と在纏の法を法身、修證を報身と解するも、論文の多寶の法身は一切諸佛の法身所攝と釋せる論文に依り、法華を以て『十方諸佛同一眞如法身』を釋する經典となし

昔寂法師對羅什翻法華云、多寶照其不滅、壽量定其非數、爾時論猶未來、而言之與意俱與論會、什公矧舌不闌、可謂翻之與釋得經旨也。(四〇八二)

と僧叡の法華壽量法身の解を以て、經論と合致すとすは、法身を以て經論の正意と解したことは明かである。

かく天台、嘉祥は俱に論の三身説に依て法華の佛身を解し、俱に在纏の如來藏の法身、修證の報身以外に所成法身の解のあることは觀取し得るは、これの論法身に在纏出纏の兩向の存するがためである。而して在纏の法身説は如來藏思想に立つ法身説、出纏の法身説は法華壽量品に依る所詮の法身説と見るべきで、十無上中第五の清淨國土、第八の成大菩提の解には此の兩法身説が錯綜して説かれて居るのである。今古來佛身論に就て見れば龍樹は二種の二身説をなし、就中生法二身説は般若經に依り、法化二身説は法華に依るといはれ、又堅意の「入大乘論」は法華に依て法應二身説をなし就中在纏の法と法身とを峻別して

唯法無佛、則無三歸、若欲令具三歸依者、始從初地乃至十地、成於正覺自在應化名爲法身。(三二四六)

と説いて居るが、法化乃至法應二身説に於ける法身は正しく修證の法身である。故に法華論には如來藏經等に依る如

來藏の在纏法身と、般若、法華等に依る修證出纏の法身との兩説の存することを知らなければならぬ。

然らば世親の佛身説は何れを以て正意とするやといふに、法華論に於ては流支譯の法報應、勒那摩提譯の法報應化の三身説は上述の如くであるが、その他正しく如來藏思想に依る眞諦譯「佛性論」の法應化の三身説（三一九〇）矢張流支譯「金剛般若波密經論」の法報化の三身説（二五、七九四）等は、その名に於て後世の所謂開眞合應の法報應と、開應合眞の法應化の二種三身説と見らるるも、佛性論は法身を自性佛性、應化二身を共に引出佛性と釋し、「金剛般若論」は法身を以て『菩提名法身彼体實無爲』報化二身は『能作了因、受報相好莊嚴佛』と釋するに依れば、共に在纏法身を取る開眞合應の三身説なることは明かである。又世親の「攝大乘論釋」は眞諦、笈多、玄奘の三譯（三一三三、三三七〇）、共に無着の「攝大乘論」の眞諦、玄奘兩譯（三二二九、三二二九）の自性、受用、應化の三身説に依ることは明かである。若し攝論の佛陀扇多譯のみは眞報應の三身（三一〇九）となすも、眞身は「依一切法得自在故」自性身は「於一切法自在依止故」と明に在纏の法身を取り、報身は『顯明法身』、受用身は『轉依止所顯現』と修證に寄せて説くに徴して世親の開眞合應の三身説は正しく無着の三身説に由來することは知るべきである。故に如來藏思想に立つ法華論は佛性論等と同じく『如來藏眞如之体』を法身となす三身説に依るも、法華壽量品の影響を受けて、龍樹等と同じく『能見能證眞如法身』等と修證法身説の片鱗をも見るのである。

かくて後世法華中心に於ける佛身論は此の二種法身説を廻つて、天台、華嚴、眞言、中古天台乃至日蓮に及んで居るが、是等の根柢を明にするため印度に於ける佛身論研究は別稿を期するものである。